

免除された国民年金保険料の追納制度(後払い)について

国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受ける老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除・納付猶予期間の保険料は、「**10年以内**」であれば、**古い期間から順に**、後から納めること(追納)ができます。ただし、**老齢基礎年金を受け取っている方は、追納できません。**

追納(後払い)をした期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになり、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

◇追納(後払い)できる期間

追納(後払い)が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予期間に限られています。

例1：平成29年4月分は、平成39年4月末まで追納(後払い)ができます。

例2：平成19年9月分は、平成29年9月末まで追納(後払い)ができます。

◇追納(後払い)をする保険料額

平成29年度中に追納(後払い)をする場合の保険料額は、次のとおりです。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成19年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成20年度の月分	15,160円	11,370円	7,570円	3,790円
平成21年度の月分	15,250円	11,430円	7,620円	3,810円
平成22年度の月分	15,510円	11,630円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,290円	11,460円	7,650円	3,820円
平成24年度の月分	15,140円	11,350円	7,570円	3,780円
平成25年度の月分	15,120円	11,340円	7,560円	3,780円
平成26年度の月分	15,270円	11,450円	7,630円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円
平成28年度の月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円

※平成27年度・平成28年度の月分については、追納加算額はありません。

追納(後払い)をする場合は、お近くの年金事務所、または国保年金課年金係まで申し込みをしてください。



保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、**3年度目以降**に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に**経過期間に応じた加算額**が上乘せされます。



年金相談をご利用ください

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのでご利用ください。

なお、相談を希望する方は、田辺年金事務所への電話予約が必要です。

電話予約は各相談日の**1か月前**からできます。

相談日	相談場所
平成29年 9月21日(木)	市役所3階会議室
// 11月16日(木)	市役所3階会議室
平成30年 1月18日(木)	市役所3階会議室
// 3月15日(木)	市役所5階会議室

◇相談時間 10:00~11:30、13:00~15:00

◇電話予約 田辺年金事務所 ☎0739-24-0435

◇電話予約方法

自動音声による案内が流れます。「**プッシュボタン**」を押す。か、「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」